

ヒアリングの進め方について（案）

1 ヒアリング対象者

- (1) 企業の人事担当者（2社程度）
- (2) 労働組合（2団体程度）

2 主なヒアリング項目

- (1) 団体の概要
- (2) 各論点に関する事項
- (3) 制度面で改善を求める事項

3 留意事項

- (1) ヒアリングは対象者からの説明及び質疑を予定。
- (2) 非公開で行うことが適当ではないか。